

- 1 外装工事（例えば外壁改修工事のみの場合）を「大規模改修工事」に該当するものとして申請した
→×

【解説】

下記公告例の「2 入札に参加することができる者の資格」の「7 施工実績に関する条件」の「大規模改修工事（外装及び内装工事を含むもの）」については、**外装及び内装工事**の両方が含まれなければなりません。従って、外壁改修のみの工事や内装改修のみの工事は大規模改修工事に該当しません。

例えば既存建築物の外壁改修工事において、玄関扉及び枠のみ内部の塗装工事を行う工事は大規模改修工事には該当しません。

2 入札に参加することができる者の資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

1 入札参加資格共通事項	「一般競争入札(条件付)公告共通事項」1のとおり
2 当該入札参加資格業種	建築一式工事
3 業者格付	○
4 経営事項審査評定値	——
5 営業所の所在地に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち、主たる営業所を次の場所に有していること（「主たる営業所」とは、建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）。 ・〇〇市、△△町又は□□村内
6 特定建設業許可に関する条件	——
7 施工実績に関する条件	1) 平成11年度以降に元請負人として、日本国内において、次のいずれかの建築工事（平成11年度以降に受注したものに限る。）を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上のものに限る。 ア 〇〇造の建築物（〇〇造とその他の構造を併用する建築物にあつては、〇〇造の部分に限る。以下同じ。）で、1棟（廊下（開放廊下を除く。）でつながっているものは1棟とみなす。以下同じ。）の延べ面積（増築又は改築（従前の建築物を取り壊し、位置、用途、構造、階数及び規模が同程度のものを建てることをいう。以下同じ。）工事にあつては、当該部分の面積）が〇〇㎡以上の新築、増築又は改築工事 イ 〇〇造の建築物で、1棟の延べ面積（受注した工事部分に限る。以下同じ。）が〇〇㎡以上の 大規模改修工事（外装及び内装工事を含むものに限る。） ウ 〇〇造の建築物で1棟の延べ面積が〇〇㎡以上の耐震補強工事（スリット施工のみの耐震補強工事を除く。 2) 岡山県が発注した建築一式工事のうち、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に完成させた工事がある場合、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年1月1日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年4月1日施行）による評定点の平均点が60点以下でないこと。なお、岡山県企業局工事成績評定及び通知要領による評定点については、平成24年4月1日以降に発注した工事に係るものに限る。
8 配置技術者に関する条件	次の条件を満たす建設業法第26条に規定する主任技術者を当該工事に配置することができること。 ・当該工事の入札参加資格確認申請日以前に3月以上の雇用関係があること。
9 その他	——